

Title	標準化活動と知的財産権
Author(s)	山田, 肇
Citation	年次学術大会講演要旨集, 14: 284-289
Issue Date	1999-11-01
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/5770
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般論文

○山田 肇（日本電信電話）

1. はじめに

知的活動の成果である特許権などは、その財産を作り上げる努力をした者がある期間独占的に使用できるというのが、知的財産権の考え方である。一方、標準化活動では、その成果物である標準は広く世の中に提供されてはじめて価値が出る。

多くの標準化団体が知的財産権の取り扱いルールを定めている。これは独占の考え方が強すぎると標準化活動が停止してしまうので、これを事前に防止するために、知的財産権の主張を弱めるルールをあらかじめ用意しようと定められたものである¹。

2. 知的財産権取り扱いルール

標準化団体の知的財産権取り扱いルールには類似点が多い。標準に知的財産権が関係したとき、知的財産権者が取り得る、多くの団体に共通な二つの選択肢は次の通りである。

- ① 無償の使用許諾
- ② 合理的な条件で非差別的に許諾

「無償の使用許諾」とは、知的財産権の保有者が、誰にでも無償で使用を許諾するという意味である。知的財産権の独占的な使用権を全面的に放棄し、その上、放棄の代償も求めないということである。

「合理的な条件で非差別的に許諾」とは、知的財産権の保有者は、誰にでも使用を許諾

するが、使用に当たっては「合理的な条件」を課すということである。「合理的な条件」とは、普通は知的財産権の使用料のことである。使用料は交渉によって決定する。もし交渉相手が魅力的な知的財産権を保有していれば、その使用を許諾するように交渉することも、合理的な条件の交渉に含まれる。

3. 取り扱いルールの歴史

知的財産権取り扱いルールはどのような歴史で形成されてきたのだろうか。アメリカ国家標準機構 ANSI は 1974 年に特許権の取り扱いルールを定めた²。そのルールには「技術的に合理的であるならば」という条件の下で、「標準に特許化された事項が含まれることに反対しない」と書かれていた。その上で ANSI に信任されている標準化団体がその標準案に関連するアメリカ特許の権利者を見つけ、その特許権者から「無償での使用許諾」、あるいは「合理的な条件で非差別的に許諾」の声明を受領した場合に、ANSI 標準として承認するという手順が記述されていた。さらに「合理的な条件」自体も、ANSI の理事会でレビューされるということになっていた。

筆者が調べた限り、この ANSI の特許権取り扱いルールが最も古いルールである。興味深いのは、多くの公的標準化団体やフォーラムのルールがこの ANSI ルールによく似ていることである。

標準化活動は技術の普及が目的なので、知

的財産権者に独占的な使用権を放棄させる必要がある。しかしこの行為は、企業が集まって知的財産権を相互に密かに融通し合い、それによって市場で優越的な地位を築く行為に類似している。そして後者であれば、独占禁止の観点から、法律違反を指摘される危険性がある。

アメリカでは1980年代前半まで企業間での共同研究開発行為が反トラスト法によって厳しく制限されていた。しかし1984年に国家共同研究法 NCRA が成立してこれが緩和された。この法律の趣旨に沿って多くのフォーラムが設立され、届け出が司法省と連邦取引引き委員会に提出された。

このように NCRA 法に基づく届け出があることは、それぞれのフォーラムに反トラスト法のリスクを減じようという意味が働いたためと解釈できる。そして、これらのフォーラムで知的財産権取り扱いルールを作る際に、すでに認知されていた ANSI ルールを参考にして反トラスト法の危険を一層減じようとしたと考えれば、多くの団体のルールが類似していることが納得できる。

国際電気通信連合・電気通信標準化部門 ITU-T の前身組織である CCITT は、1985年に特許権に関する取り扱いルールを定めた。このルールの特徴は ANSI ルールでの二つの選択肢に加えて、「これら二つのいずれにも従わないと特許権者が宣言した場合には標準化しない」という一項を付け加えたことにある。

非差別的なライセンスが出来ないという宣言が出された場合には、どの標準化団体も標準化作業を停止させるであろうが、それを ITU-T のように明文化するか、明文化しないかについては団体によって意思が分かれている。

明文化したほうがいいと考えている団体は、このようにすれば標準がどこでも、誰でも利

用できるようになると考えている。しかしある標準に関係する特許権の保有者が、全員標準化活動に参加していることは保証できない。したがって標準化された後に、突然特許侵害で訴えられる危険は、明文化しても依然として残っている。こう考える団体は、特許に関する宣言は分かる範囲での情報を提供するものに過ぎないと割り切り、明文化をしない。後者の団体は、標準に「この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、または出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。主務大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、または出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任は持たない」といった注意書きを添える場合が多い³。

4. ITU-T が受領した特許声明

標準に知的財産権が関係している場合、その知的財産権の保有者は知的財産声明を標準化団体に提出する。どの程度、知的財産声明を受領しているかについて情報を公開している標準化団体はあまりないが、ITU-T は特許声明のデータベースを世の中にオープンにしている数少ない機関である⁴。そこでこのデータベースから得られる情報を分析してみよう。

ITU-T の特許声明データベースには、1999年4月現在、696件のデータが掲載され、しかも日々増加の一途をたどっている。696件の特許声明のうち、「無償の使用許諾」を認めたものはわずか17件である。また「特許の使用を認めない」としたものは1件で、これに関係する標準化活動は停止している。残りは、明確に宣言していない少数の例外を除いて、

すべて「合理的な条件で非差別的に許諾」を選択している。

表1には多くの特許声明が集まった標準の番号と名称を示した。これらの多くは、画像や音声の符号化技術に関するもので、ここに各企業の関心が最も集まっている。これは符号化技術で、通信としての性能が決まるからである⁵。

特許声明の提出時期を整理すると、表2が得られる。この表から、特許声明の提出が1990年代の後半になって、急に増加したことがわかる。

特許声明の提出が多い企業を表3に示す。この表には日本企業がNTT、富士通、三菱電機、NEC、KDDと五社も登場している。アメ

リカ企業の特許声明の多いことは、元々知的財産権を重視するという国の姿勢から予想されていたことだが、日本企業がそれに負けないほど特許声明を提出していることは意外にすら感じるかもしれない。特許声明が多いということは、それだけその企業の技術が標準に採用されたということである。それゆえITU-Tに技術的に最も貢献しているのは、日本とアメリカの企業群であるということが出来る。

なおルーセントは以前のAT&Tから電気通信機器メーカーの部分が分離独立して誕生した企業で、AT&Tの知的財産権を継承しているので、これを足し合わせると特許声明数は52となり、一気に第二位に踊り出る。

表1 多くの特許声明が集まった ITU-T 標準の例

標準番号	名称	声明数
H.262	動画及びそれに付随する音声の符号化	84
G.983.1	広帯域光加入者システム	39
G.729	音声の8キロビット／秒符号化	34
H.222.0	ATM 環境でのオーディオ・ビジュアル通信	33
G.723.1	5.3 キロビットと 6.3 キロビット／秒の音声符号化	31

表2 特許声明の提出時期の分布

提出時期	1989 以前	1990	1991	1992	1993
声明数	58	7	6	24	39
提出時期	1994	1995	1996	1997	1998
声明数	84	85	72	76	221

表3 特許声明の提出の多い企業

企業名	声明数	企業名	声明数
NTT	70	三菱電機	18
AT&T	38	TI	18
富士通	38	NEC	17
IBM	34	KDD	14
Nortel Networks	21	Lucent Technologies	14
Siemens	20		

5. 知的財産権を提供する利益

標準化に関係して「合理的な条件で非差別的に許諾」を認めた知的財産権者が得ることのできる利益を考えよう⁶。

5.1 知的財産権の使用料収入

最もわかりやすいのは知的財産権の使用料収入である。例えば日本ビクターは VHS 方式の技術を多くの企業に許諾し、その代わり使用料を得ている。この使用料が 1981 年ごろから急激に増加し始め、1989 年には約 170 億円に達したことが報告されている⁷。最近の有価証券報告書によると、日本ビクターは 22 社に VTR の特許の使用を許諾し、180 社にビデオテープカセットのノウハウを供与しているとのことである。そして 1997 年 3 月期には 27.8 億円の、1998 年 3 月期には 29.3 億円の特許権使用料を得ている⁸。この金額は、1998 年 3 月期の経常利益の 36% という巨額である。

5.2 使用料の支払いの不要

第二の利益は「知的財産権の使用料を支払う必要がない」という利益である。

仮に A、B、C、D の四社の知的財産権が、ある標準を実施するときに必ず必要になるとしよう。A 社と B 社が互いに無償で知的財産権の使用を許諾し合うというように、A、B、C、D 社が相互に認め合えば、四社はいずれも無償で知的財産権を使用できることになる。これはそれぞれの企業の立場で考えれば、一つの権利で差し出すことで三つの権利を得ることに相当する。

次に E 社という第五の企業が、その標準の実施を希望したとする。この E 社は A、B、C、D 社のすべてから使用を許諾してもらう必要があるが、代わりに差し出すものがない場合には、すべて有償になってしまう。これでは

先の四社に比べて、コスト的に不利になる。

以上に述べたように、標準が出来てからそれを実施しようとする後発 E 社には問題となる使用料を、標準の中に自社の知的財産権を入れておいた A、B、C、D 社は避けることが出来るのである。

5.3 技術資産の早期利用

第三の利益は、知的財産権を生み出す研究開発過程におけるノウハウや周辺技術などの技術資産の価値を利用できることである。その権利者の知的財産権を含む標準が作成され、その知的財産権に密接に関連する技術資産を早期に利用する機会が得られることは、標準が出来てからそれを利用しようとする後発企業に対する大きなアドバンテージになる。後発企業がノウハウや周辺技術を開発するのに要する時間を、先発企業は市場の開拓に利用することが出来るのである。

そもそも自社の技術を標準にすることに各企業が力を入れるのは、この先行者利益を享受するためである。山田英夫はその著書で、「導入期に市場を制すれば、その後、勝者になる可能性が高く、このため、いかに導入期を制するかに戦略を集中すべきである」と繰り返し強調している⁹。

5.4 代替技術開発の遅延

第四に代替技術の開発を遅らせる効果がある。標準化の過程で知的財産権者が知的財産権を使用許諾しないことを明らかにすれば、他は当然、その知的財産権を回避しようとする。この結果として代替技術が開発されれば、最初の知的財産権はその有効性を失ってしまう。逆に誰でもが利用できるようにすることで代替技術の開発インセンティブを減じることが出来れば、それだけ先行者利益を享

受する期間が長くなる。

第三世代移動通信システムの標準化では、現在のシステムに多額を投資済みの多くの通信事業者が、新システムと現システムのネットワーク部分には互換性が必要との立場に立っており、これを現システムの機器メーカーも支持している。第三世代システム用に新たなネットワークを開発しないということは、一から設備を準備する必要がある新たな参入事業者に対して大きな障壁を築くことに相当し、既存の通信事業者に有利な決定である。

5.5 使用許諾の不可避性

第五番目は、企業にとっては利益には相当しないかも知れないが、いずれにしろ使用の許諾が必要だということである。一つの標準について二社が知的財産権を保有しているでしょう。この場合、一方が市場を独占しようとしても、その知的財産権者は他方から使用許諾を受けなければ製品を作ることができない。この交渉でライセンスの条件として自らの必須の権利を使用許諾せざるを得ないことになれば、結局、双方が市場にサービス・製品を投入できるようになる。こうして、最早市場を独占することは出来ないのである。

このように一つの標準に対して複数の知的財産権者が存在する場合には、市場独占はもとも困難なのだから、標準に利用されることによってクロスライセンスの可能性が生まれたと捉える方がよいと思われる。

5.6 使用許諾交渉の容易化

最後の利益は「他社からの使用許諾交渉が容易になる」という利益で、交渉の困難さに関係することである。この交渉は標準化が関係する方が、関係しない場合より容易と推測される。

標準化が関係すれば、それに参画した企業はほとんどすべて「合理的な条件で非差別的に許諾」を了解している。したがってこの場合には、許諾は前提として、条件だけを交渉すればよい。一方、標準化されていない時には、許諾自体から交渉をはじめなければならない。前者と後者でその困難さに大差があることは明らかであろう。

6. 取り扱いルールの問題点

知的財産権取り扱いルールは、独占権である知的財産権があっても標準化活動が進められるように定められたものである。企業にとって技術を独占するか、それとも他と共有するかは微妙な問題である。知的財産権を担当する立場に立てば、出来る限り独占を守ろうと考えるであろう。標準化を促進しようという立場に立てば、障害となる知的財産権を出来る限り放棄させようとするであろう。このようにして、知的財産権取り扱いルールは知的財産権関係者からも標準化活動関係者からも中途半端との指摘を受けている。

企業の知的財産関係者が集まった特許と技術標準委員会は、各種の標準化団体の取り扱いルールについて、次のような問題点を列挙している¹⁰。

- ① 対象とする知的財産権の種類が特許権に限定されている場合が多いが、プログラム著作権などについてもルール化が必要であること
- ② 特許情報を提供する範囲について必須特許に限るのか周辺特許も含むのか、成立済みの特許のみとするか出願中(未公開も含め)も範囲とするか等があいまいであること

- ③ 権利者の選択肢である「合理的な条件で、かつ非差別的に許諾」の尺度が明確でないこと
- ④ 許諾条件交渉を当事者に任せっきりにしていること
- ⑤ 許諾拒否時の対処法として、標準として採択しない以外の方法がないこと

このような問題点を解決する努力は、標準化団体でも始められたばかりである。知的財産権の取り扱いルールは、今後も改善されていくと考えられる¹⁾。

7. まとめ

標準化活動は、企業にとっては戦略的技術提携の選択肢の一つである。一方、知的財産権は独占して使用する権利と、他者に使用を許諾する権利の組み合わせである。標準化活動に知的財産権が関係する場合には、独占して使用する権利よりも他者に使用を許諾する権利としての性格が優先される。

それゆえ、技術提携の方法として標準化活動によることを選択した場合には、知的財産権の保有者は少なくとも「合理的な条件で非差別的に許諾」を受け入れることになる。しかし、そのようにしても権利者は様々な利益が期待できるのである。

-
- 1 本講演の全般に及ぶ情報が、山田 肇、「技術競争と世界標準」、NTT 出版(1999)にある
 - 2 ANSI, “American National Standards Institute Procedures for Management and Coordination of American National Standards,” (1974)
 - 3 ここに書いた注意書きは JIS 規格のもので、多くの JIS 規格にこれが添付されている
 - 4 <http://www.itu.int>
 - 5 この技術は画像や音声というアナログ信号をデジタル化したり、元に戻すのに利用される。デジタル通信では一度符号化が完了してしまえば、その後はどんな信号も区別無く送信できる。このため、いかに効率良く符号化するかで、通信としての性能が決まる
 - 6 山田 肇、「標準化と特許権の関係に関する企業の観点からの考察 —標準化を推進する立場からの論考—」、知財管理、vol.49、no.3、p.345 (1999)
 - 7 山田英夫、「競争優位の〔規格〕戦略」、ダイヤモンド社 (1993)、および「出てこい社内発明家 報奨金、最高1億円」、朝日新聞、1999年5月5日
 - 8 「日本ビクター株式会社 平成10年有価証券報告書」、大蔵省印刷局 (1998)
 - 9 山田英夫、「デファクト・スタンダード」、日本経済新聞社 (1997)
 - 10 特許と技術標準委員会、「グローバルな競争時代における技術標準と知的財産(3)」、知財管理、vol.48、no.8、p.1265 (1998)
 - 11 脚注1の書籍には、標準化団体の努力も記述されている